

警務甲達第12号  
平成26年3月7日  
〔改正 令和3年1月22日〕  
警務甲達第6号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

### ETCコーポレートカード取扱要領の制定について

ETCコーポレートカードの取扱いについては、ETCコーポレートカードの適正な運用について（平成18年警務甲達第21号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、別添のとおり「ETCコーポレートカード取扱要領」を制定し、平成26年4月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、平成26年3月31日をもって廃止する。

別添

## E T C コーポレートカード取扱要領

### 第1 目的

この要領は、E T C コーポレートカード（以下「コーポレートカード」という。）を公務において使用する場合の基準、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 使用基準

- 1 コーポレートカードの使用は、公務従事車両証明書等取扱要領の制定について（平成26年警務甲達第44号）で規定する公務証明書又は公務用カード（以下これらを「公務証明書等」と総称する。）を使用できない警察用務であるが、高速自動車国道、首都高速道路等（以下「高速自動車国道等」という。）を利用することが合理的であると認められる場合、又は追跡その他の緊急用務であつて、公務証明書等では公務に支障が生じる場合（以下「緊急の場合」という。）に限る。
- 2 コーポレートカードを使用する車両は、当該コーポレートカードに記載されている車両番号と同一の車両とする。
- 3 運転者は、福井県警察の車両運転技能認定に関する訓令（平成29年福井県警察本部訓令第9号）に定める認定を取得した職員又は運転技能診断において運転技能が良好と認められた職員とする。
- 4 コーポレートカードによる高速自動車国道等の利用区間は、緊急の場合を除き原則として2区間（2インターチェンジ）以上のときに限る。

### 第3 管理方法

#### 1 管理責任者、取扱責任者等

- (1) 本部にコーポレートカードを総括管理する管理責任者を置き、本部の警務課長をもって充てる。
- (2) 各所属にコーポレートカードの使用に係る取扱責任者を置き、所属長をもって充てる。
- (3) 取扱責任者は、必要に応じ、所属内の警部以上又は同相当職の警察行政職員の中から取扱担当者を指定することができる。

#### 2 コーポレートカード交付申請

取扱担当者は、コーポレートカードの交付を受けようとするとき、若しくは返納しようとするとき、又は交付を受けている車両を変更しようとするときは、E T C コーポレートカード交付・返納申請書（別記様式第1号）により、管理責任者に申請すること。

#### 3 使用状況の管理

コーポレートカードを受領した取扱担当者は、コーポレートカードごとにE T C コーポレートカード使用簿（別記様式第2号。以下「使用簿」という。）を作成し、使用状況を管理すること。

### 第4 使用方法等

- 1 コーポレートカードを使用する者は、口頭により必ず取扱担当者又は取扱担当者を置かない場合は取扱責任者（以下「承認者」という。）の承認を得ること。

- 2 コーポレートカードを使用する者は、使用后、使用簿に必要事項を記載し、承認者の確認を得ること。
- 3 コーポレートカードの受取時及び使用時には、当該カードに記載されている車両番号と使用する車両が同一であることを確認するとともに、公務用カードと混同することのないよう留意すること。
- 4 車両を離れるときは、一時的であっても、E T C車載器からコーポレートカードを抜き取り、盗難防止に配慮すること。
- 5 コーポレートカードの亡失、損傷等の事故が発生したときは、直ちに管理責任者に報告すること。

#### 第5 様式の保存期間

- 1 E T Cコーポレートカード交付・返納申請書の保存期間は、会計年度で1年未満とする。
- 2 使用簿の保存期間は、会計年度で5年とする。

別記様式省略